

第7期 雲南市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和2年10月20日(火) 13:30~15:15

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(17名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員(2名)

3番 三原 治雄 4番 堀江 広孝

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦
主 幹 錦織慎司

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第33号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第35号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第37号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第39号 雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部を改正する指針について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、16名（6番委員遅参）であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第4回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番小山益男委員、8番神田邦昭委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第33号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書7ページ、議第33号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。8ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇地区、〇〇町〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇町〇〇地区、〇〇地区、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番から21番、〇〇町〇〇地区については、地目は田5筆、畑16筆の合計21筆で関係者は3名、合計面積は11855㎡です。令和2年9月29日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>番号22番から28番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆、畑が5筆の合計7筆で、関係者は1名で合計面積は3113㎡です。令和2年9月29日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>番号29番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑が1筆で、関係者は1名、面積は111㎡です。令和2年9月29日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>番号30番、〇〇町〇〇地区については、地目は田が1筆で、関係者は1名、面積は1663㎡です。令和2年9月18日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>番号31番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑が1筆で、関係者は1名、面積は299㎡です。令和2年9月18日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>番号32番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑が1筆で関係者は1名、面積は98㎡です。令和2年9月9日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>番号33番から44番、〇〇町〇〇地区については、地目は田が12筆で関係者は4名、合計面積は11847.68㎡です。令和2年9月2日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>番号45番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑が1筆で、関係者は1名、面積は661㎡です。令和2年9月24日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田20筆、畑25筆の合計45筆、関係者は15名で合計面積は29647.68㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
	<p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第33号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第33号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。3件の申請が出ております。議案書は13ページからご覧ください。図面は資料20ページからご覧ください。</p>
	<p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△ほか4筆。地目は4筆が登記簿現況ともに田、1筆が畑で、面積は合計1197㎡です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>1 3 番</p> <p>議 長</p> <p>1 3 番</p>	<p>権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に転居し、耕作できなくなるため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。確認は〇〇推進委員さんです。□□さんと△△さんは親戚関係にあり、このたび△△さんが市外に転居されるにあたって身辺整理として□□さんに所有農地を譲渡されるということです。</p> <p>申請番号2番。13ページから14ページに記載しております。〇〇町〇〇△△-△外11筆。地目は登記簿現況ともに田が6筆と畑が6筆で、合計面積は7622㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の△△△△さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんで、申請事由は、空き家と合わせて申請地を取得し、農業経営を主宰する。ということです。土地代は10アールあたり10万円。確認は〇〇推進委員さんです。□□さんはIターンで雲南市にいらっしゃり、登録空き家の取得に合わせて農業経営を計画されています。</p> <p>申請番号3番。15ページになります。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は3296㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。ということです。</p> <p>譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん。申請事由は、申請地を譲り受けて、農業経営を主宰する。ということです。土地代は10アールあたり10万円。確認は〇〇委員さんです。譲受人の□□さんは、台帳上は農地経営面積がありませんが、実際には親族等の農地の経営を行っておられ、今回の申請地についても以前から△△さんの依頼で耕作しておられました。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>13番です。申請番号2番の件について、説明させていただきます。空家付農地の取得ということで、聞き取りを行っております。取得の相手方は、□□□□さんで、〇〇のご出身でございます。聞き取りを行いましたのは、9月25日わたくしと、〇〇推進委員さん、それから事務局から〇〇でございます。なぜ農地を取得したいのか。ということです。雲南市の空家付農地の取得制度を利用して市に定住したいということです。農業とメデュア事業により有機農業を行うという考えです。なにを栽培作付するのか。有機野菜、西洋野菜、果実などを栽培する。水田稲作については、周辺の人地元の方をみながら習得したい。ということです。不作付地の管理はどうするのか。ということです。動物を飼</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ったりそういう農業を行いたい。ということでございます。農機具の使い方についてですが、島根県の教育支援事業を利用して機具を整えていきたい。ということでございます。それから地元の機械組合と連携したい。ということでございます。地域の共同作業・地域住民と交流を図るのか。ということにつきましては、参加交流を図りたい。ということでございます。将来の展望でございますが、企画書が出ておりまして、自宅周辺の環境を活かした展望を生み出したい。ということでございます。水田の利用権が2件ございますが、これを合意解約して農業者の支援を受けながら稲作を行いたい。以上です。</p> <p>他に、補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>このお方については、地元のどなたからの指導とか伴走をされなくてもよいか。いきなり外国人が来られて、農機具はどのくらいお持ちかはわからないが、地元のお方が指導等をされなくても大丈夫か。</p>
1 3 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 3 番	<p>1 3 番です。地元の農業者であります〇〇さんという方が立ち合いしていただきましたけれども、周辺の農地とか農業関係については詳しい方でございます。この方が間に入って指導していただける。それからその隣にこれまで水田農業を頑張っていたらっしゃる方がおられますので、その方と連携を取りながらということ。農機具については、今はございませんが、機械組合と連携を図りながら、機械を利用しながら全力で行うということでございます。そういう連携はこの前の聞き取りの際に友好的な感じを受けましたので、可能と思います。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。成功してもらわないといけないし、せっかく雲南市に来られましたので、側の方が手伝ってあげないとなかなかできないと思うし、文化も違うだろうし地元の人をお願いをしたいと思います。農業委員推進委員にも協力をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>他に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第34号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第34号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第35号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書16ページ、議第35号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。17ページをご覧ください。図面は、35ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は合計16㎡です。申請人は〇〇町〇〇の△△△△さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は、現在の墓地は自宅から離れたところにあり、また墓碑が1棟1棟別になっているため、墓地の往来及び永代管理を容易にするため総廟にして申請地に移転したい。とのことです。</p> <p>農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で申請面積は566㎡です。申請人は〇〇町〇〇の△△△△さん、転用目的は宅地で住宅1棟149㎡を建設されます。転用理由は、自宅が築40年を超え老朽化しており、また現在の場所は日当たりが悪く更に進入路の一部が借地となっていることから、当該申請地に住宅を新設移転したい。とのことです。</p> <p>農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況雑種地で申請面積は227㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、転用目的は駐車場でカーポート1棟14.2㎡を整備されます。転用理由は、家族所有の車が増えたため、また親戚・来客用の駐車場を確保したいため、当該申請地を駐車場として利用したい。とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から令和元年3月にカーポートを建築してしまっただけです。とのことです。農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。</p> <p>許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況宅地で申請面積は246㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、転用目的は車庫物置駐車場で、車庫物置1棟28.16㎡、車庫2棟35.40㎡を建築されます。転用理由は、住居の隣接地に車庫物置駐車場を整備したい。とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和57年から車庫・物置を随時建築してしまっただけです。とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分及び許可条項は申請番号3番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
18番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
18番	<p>18番です。申請番号3番の件について、始末書が出ております。△△-△は水田でありましたが、農地法の認識不足から令和元年3月頃から無断転用でカーポートを設置していました。この度、家族所有の車が増え、来客用の駐車場スペースもない状況から、駐車場に転用したいと考えております。カーポートが無断転用であることがわかりました。</p> <p>今後は、農地法の理解を深めこのような事態を起こさないようにやっておきます。会長様宛の始末書でございます。図面では49ページ、それからよくわかりやすいのが、52ページに上の段ですけれども、カーポートとそれから車が写っておりますが、この辺り一帯を駐車場にするということでございます。伺いますと家族の方が学業を終えて就職されることもあって、駐車場が増えるということと、地形的に道路と家が近いことと、そんなに道路の幅が広くないこともあって、ちょっとした車も止めにくい、ちょっとした時間でも止めにくいこともあって、来客用の駐車場も合わせて整備したい。ということでございます。よろしくご審議お願い申し上げます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
2番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
2番	<p>2番です。申請番号4番です。△△△△さんより始末書が出ております。申請土地、〇〇町〇〇△△-△について、父の□□□□が車庫倉庫を昭和57年に建築して、またその後平成5年にプレハブの車庫倉庫を建築して利用しておりました。平成9年に父が亡くなり〇〇製作所として駐車スペースと車庫が手狭になったので、平成14年頃土地を削って駐車場と車庫を設けました。平成21年頃に農業委員の方から手続きが必要であることを指摘されて、分筆登記を行い農振除外の申請を行いました。その後多忙を極めて忘れておりました。今年に入って子供のところの近くに移住することを決めて、所有する当番の処分を考えて先に転用手続きをしていないことにきづき、農地転用申請を行った次第です。先代からの継承とはいえ農地法の許可を得ずに転用したことは本当に申し訳なく、深く反省しております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたします。という始末書が△△さんから提出されております。資料は62ページの写真がありますけど、既に駐車場車庫倉庫ですね。建築はされておる現状でございます。以上です。説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第35号農地法第4条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である、申請番号1番及び2番を除く案件については、申請のとおり許可することにご</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第35号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番及び2番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番及び2番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第35号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番及び2番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第36号の議題に入ります前に、特定建築条件付売買予定地。とするための農地転用という案件が、この後の第5条の議案の中で、今回初めて審議することとなりました。初めて聞かれる委員さんもいらっしゃるかと思いますので、この制度の内容について、初めに事務局より説明を求めたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、今回初めて申請のございました、特定建築条件付売買予定地とするための転用。についてご説明をいたします。お手元の資料No.2をご覧ください。</p> <p>まず概要ですが、大前提として、農地は宅地の土地造成のみの転用は認められません。これは、そこに何が作られるか分からない状態では、転用面積が妥当かどうか判断できず、またその農地が確実に宅地として利用されるという保証もないためです。</p> <p>ですので、ハウスメーカー等が複数の住宅を1つの農地に建築する転用を計画する場合には、転用申請する際には既に家屋の建築計画もできている、いわゆる建売分譲の場合のみ可能となっています。</p> <p>一方で、近年は、自宅を建築しようとする人は土地購入後に家族構成などを踏まえて自由に間取りなどを設計したい、という人が増えています。この場合は、土地の所有者と家を建築したい人の連名で、その宅地に必要な部分のみ分筆して申請する形になりますので、ハウスメーカーが一団の分譲地として扱うことはできません。</p> <p>そこで、2枚目からコピーを添付していますが、平成31年3月29日付けで通知が発出されました。</p> <p>この通知では、いくつかの要件を満たす、特定建築条件付売買予定地。であれば、農地法の禁じる、宅地造成のみの転用。であっても、例外として転用許可を出すことができる、というものです。この要件は3つあり、①農地転用事業者、この場合ハウスメーカー等を指しますと、土地購入者、これは家を建てたいと考えておられる方ですが土地の売買契約を結んだ際には、契約締結後概ね3か月以内に土地購入者は建築請負契約を結ばなくてはいけない、要はおおむね3か月以内に家の建築に着工しなくてはならない。②もしも概ね3か月以内に土地購入者が建築請負契約を結ばなかった場合は、土地の売買契約も解除さ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>れ白紙に戻さなくてはいけない。また、そのことが土地の売買契約書に明記されていないといけない。③農地転用事業者は、土地が売れ残った場合は自分でその場所に家を建築すること、例えば4か所売れ残れば4軒の家を建築すること。となっています。</p> <p>この3つの要件を満たしている場合は、申請された農地を、特定建築条件付売買予定地に転用することについて許可を出すことができるようになりました。</p> <p>その下の申請欄ですが、農業委員会としては、特定建築条件付売買予定地。への転用申請が出された場合、この3要件を満たし、確実に事業が実施されるかを確認するために、この項目に記載している5つの申請書類を確認する必要があります。</p> <p>これを非常に大雑把にまとめたものが1枚目の裏面になります。左側、農地法の基本として、もう具体的に建てる人も決まっています、設計図面もあり、建築できるだけの資力もしくは融資を受けられる状態で初めて、その人が家を建てるのに必要な区画だけ転用を申請することができます。</p> <p>しかしながら、今回の通知によって、いくつかの要件を満たしていれば、右側、ハウスメーカー等が具体的な建築計画がない段階であっても6区画全ての転用申請を行うことが可能となりました。ただし、事業計画期間内に売れ残った土地が出た場合は自分でそこに家を建てなくてはいけない、売れるまでは土地所有者として固定資産税を払わなくてはならない、等のリスクも背負うことにはなります。</p> <p>これが、特定建築条件付売買予定地。への転用の概要となります。今後、特定建築条件付売買予定地。への確認依頼が来た際に備えて、農業委員の皆様には確認リストのようなものを用意する予定にしておりますが、新しい制度のため不明な点もいくつかあり、それを確認後にお示ししたいと考えております。</p> <p>最後に、1ページの下段部分、※印に例外について記載しております。今月こちらの申請も出ているのですが、土地開発公社については、農地法施行規則の中で例外として土地造成のみの転用を認めることができることになっております。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、委員の皆さんわかりましたでしょうか。特定建築条件付売買予定地。という初めての案件でございますが、何かご質問等あれば受けたいと思います。</p> <p>(質問等無)</p> <p>よろしいございますか。このような案件が島根県下で初めて出ましたので、今後も出てくる可能性もあります。これにより、造成のみの転用が認められるようになりました。今後連担地では出ることもありますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>この件については終わらせていただきます。</p> <p>それでは次に、本来ですと、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とすべきところではありますが、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号4番及び5番と、議第37号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、関連する案件でございますので、初めに、議第36号の申請番号4番及び5番を除く案件についてを審議したいと存じますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>ご異議なしということですので、初めに、議第36号の番号4番及び5番を除く案件についてを審議します。事務局はそうように説明をお願いします。事務局より説明を求めま</p>
議 長	
議 長	
議 長	
議 長	

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>す。</p> <p>議案書19ページ、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。6件の申請が出ておりますが、まずは4件について説明いたします。議案書20ページをご覧ください。資料は63ページからご覧ください。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は367㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>転用目的は駐車場で、自家用に60㎡の木造カーポートと、来客用に5台の駐車スペースを設置されます。</p> <p>転用事由は、現在自家用車を4台所有しているが、駐車場がないことから申請地に木造カーポートを設置する。あわせて来客用の駐車場もないことから、申請地に駐車場を整備する。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり49万円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なし。に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番。20ページから22ページ上段にかけてになります。〇〇町〇〇△△-△ほか7筆。地目は6筆が登記簿現況ともに田、2筆は登記簿現況ともに畑で、合計面積は5185㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さんほか5名、譲受人は木次町里方の雲南市土地開発公社さんです。</p> <p>転用目的は住宅団地造成で、転用事由は、公有地の拡大の推進に関する法律及び雲南市定住施策に基づき住宅団地を造成し、分譲を行う。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり132万円から425万円。確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>なお、本件は第1種農地であり、また面積が30アールを超えることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となり、本日許可相当と決定いただいた場合、その後の常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目は、登記簿現況ともに畑で、合計面積は1134㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の△△△△さん、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人□□□□さんです。</p> <p>転用目的は墓地および駐車場で、転用事由は、既存の駐車場が狭く、また墓地用地も要望が多いことから、申請地を譲り受け墓地用地、来客用駐車場を整備する。ということで</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>7 番</p> <p>議 長</p> <p>7 番</p>	<p>す。始末書が出されており、先代が農地法の知識不足から農地の一部を駐車場に無断転用しており、それを確認しないまま引き続き駐車場として使用してしまっていた。ということです。土地代は無償。確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じ第2種農地で代替性なしと判断いたしました。</p> <p>次に申請番号4番および5番は飛ばして、23ページの申請番号6番です。〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿現況ともに田で、面積は1533㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□株式会社さんです。</p> <p>転用目的は、住宅団地造成で、先ほどご説明いたしました、特定建築条件付売買予定地。として、5区画の分譲宅地を造成されます。転用理由は、申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地として造成分譲する。ということです。申請に必要な3要件ですが、土地購入希望者は概ね3か月以内に転用事業者の指定する建設業者と建築請負契約を締結すること、もし締結されなかった場合は土地売買契約が無効になることについては、提出された契約書案および申請書の記載で確認いたしました。また、このことが契約書に明記されていることも提出された契約書案で確認しております。事業計画期間内に売れ残った区画が出た場合、転用事業者が自ら住宅を建築することについては確約書と、全ての区画に住宅を建てられるだけの資力があることを証明する残高証明書が提出されております。以上のことから、申請に係る3要件は満たしている、と判断いたしました。</p> <p>土地代は587万1千円。確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>7番です。申請番号2番の件について、聞き取りを行いました。土地開発公社の担当理事さんにお伺いいたしました。申請することになった経過でございますが、先ほども説明にもありましたが、雲南市の定住施策に基づき、〇〇地区自治振興協議会の定住施策に係る要望を踏まえまして、住宅用地として整備の上分譲を行うということで、転用目的は住宅団地の造成でございます。面積は大きいわけございまして、申請地は〇〇町〇〇というところで、南側隣接まで宅地化が進んでおりまして、隣接には市営住宅も立地しております。また近くに〇〇小学校もあるそういった周辺の状況でございます。近隣の市営住宅に入っておられる方とか、そういった子育て世代の入居が見込まれる。ということで市の方として計画を進めているということでございまして。これからのスケジュールは、令和2年度中に買収或いは設計を進めて、県の開発許可が必要だそうございまして、県の開発協議を申請したうえで令和3年秋の完成を目指しておるということございまして、ご報告します。以上です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 9 番	他に補足説明はございませんか。 はい。
議 長 9 番	はい。どうぞ。
	<p>9 番です。申請番号 3 番の件について、説明をいたします。先般〇〇推進委員と共に現地を確認いたしまして、□□□□の住職より聞き取り調査を行いました。始末書が出ておりますので、申し上げます。宗教法人□□□□代表役員 □□□□。今回、畑を駐車場にするため転用の許可申請をしまして、〇〇町〇〇△△-△、面積 7 8 2 m²につきまして、道路沿いの一部を□□□□の先代住職であった〇〇〇〇住職、2 0 1 8 年 1 1 月に死亡が許可なく駐車場にしていることが、この度の申請にあたって判明し、知らなかったこととはいえ誠に申し訳なくお詫び申し上げます。今後は農地法を遵守して参りますので、過分のお取り計らいを賜りますようよろしくお願いいたします。ということでございます。</p> <p>申請することになった経過は、亡くなった前住職の娘婿が畑が返ってくるということでしたが、〇〇市に住んでいるため管理ができないので、現住職これは 6 年前に住職になっておられますが、これが代表とする□□□□に譲渡することとした。ということでございます。転用の目的は、□□□□の駐車場と墓地とする。ということです。資料では、8 4 ページ、8 5 ページの図面を見ていただくとよくわかると思います。いつから使用していたのか、ということですが、山側の墓地を約 1 5 年前に造成し、その時に駐車場がなくわからずに畑の一部を亡くなった前住職が転用をしていた。ということです。駐車場予定地の畑、墓地予定地の畑ともに道路等に囲まれており、排水設備も整備するという予定で周囲に影響はありません。現住職□□住職ですが、以前農業委員の経験がございまして、この件が今回わかったわけですけれども、いけないことだという認識があったということでございました。よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長 1 7 番	他に補足説明はございませんか。 はい。
議 長 1 7 番	はい。どうぞ。
	<p>1 7 番です。申請番号 6 番につきまして説明いたします。今回島根県で初めてということで、先ほどご説明がありました、特定建築条件付売買予定地ということで、農地転用の申請があったものでございます。確認はわたくしと〇〇推進委員さんと 2 人で行いました。まずは、9 8 ページをご覧いただければ場所がわかると思います。〇〇の連担地で 5 4 号線沿いの〇〇〇〇とかあります。〇〇に向かって左側の山手側に〇〇〇〇さんとかがありますところの道路沿いのところが、縦長の申請地でございます。こちらの方に 5 棟を建築するというので転用許可の申請が出されております。確認しましたところ、道路もこの度申請すると市道がつくということで縦長となります。1 0 1 ページ 5 棟図面が載っております。5 棟ということでいろいろ要件もあるようですけれども、3 つの要件がクリアしているということで今回申請が出されているところです。5 棟のうち 4 棟につきましてはほぼ建てられることが現実にあるようでして、あと 1 棟につきましては、これから建てられることも可能ですし問題ないと思われま。今後こういったケースがこれから増えていくものと思います。ご説明以上でございます、ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第36号農地法第5条の規定による許可申請についての番号4番及び5番を除く案件のうち、番号2番を除く案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についての番号4番及び5番を除く案件のうち、番号2番を除く案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第36号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号4番及び5番と議第37号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>順序は逆になりますが、時系列順に先に24ページの議第37号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを説明します。</p> <p>議案書25ページの申請番号1番をご覧ください。資料は91ページからとなります。</p> <p>申請地の〇〇町〇〇△△-△は、平成28年10月総会において、現所有者の△△△△さんが自宅への進入路および車庫駐車場のため前所有者から5条による所有権移転を申請され、許可されております。</p> <p>その後、所有権は移転されましたが、△△さんがご病気になられ、当初予定していた駐車場および車庫への転用ができない状況となりました。一方で、息子さんの□□さんは現在借家住まいですが、家族が増える等の事情から不便があり、自宅の建築を考えられたこともあり、今回の事業計画の変更申請にいたっております。変更後の計画の詳細については、議第26号農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号4番および5番で説明いたします。</p> <p>では続いて、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号4番、5番をご説明いたします。</p> <p>先に申請番号5番、議案書は23ページをご説明いたします。資料は90ページからと</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>なります。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は112㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は個人住宅で、61.27㎡の自宅を建築されます。</p> <p>転用事由は、現在借家住まいであるため、申請地を取得して居宅を建築する。ということです。土地代は無償で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>議第37号で変更申請の出ている案件で、譲受人事業内容が変更になることから合わせて5条申請が提出されております。</p> <p>農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>次に、議案書22ページの申請番号4番をご覧ください。資料は91ページからとなります。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は236㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>転用目的は個人住宅で、61.27㎡の自宅を建築されます。</p> <p>転用事由は、現在借家住まいであるため、申請地を取得して居宅を建築する。ということです。申請番号5番の農地とこの農地を合わせた敷地に、個人住宅の建築を計画されています。土地代は10アール当たり464万2千円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は先ほどの申請番号5番と同じです。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p> <p>議長 無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議長 討論を終わります。お諮りいたします。議第36号の番号4番及び5番は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。議第36号の番号4番及び5番は申請のとおり許可することに、また、議第37号は申請のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についての番号4番及び5番は申請のとおり許可することに、議第37号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり承認することに、決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>次に、議第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書26ページ、議第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを説明します。議案書27ページをご覧ください。今回は設定件数2件。内訳は〇〇町1件、〇〇町1件となり、〇〇町分は一括方式となります。</p> <p>借り受け戸数は2戸となっております。</p> <p>中間管理機構が借り受けるものは、議案書28ページの番号2番です。一括方式ですので、県の公告なく雲南市の公告により△△株式会社さんに転貸されます。補足として、今回備考欄に賃貸借と記載しております。一般的に、農地所有的確法人以外の法人が農地を借りる場合は、解除条件付き貸借を結ばなくてはなりません、お手元にお配りしておりますA4横長1枚の資料一般法人に対する農用地等の貸付中間管理事業に記載のとおり、農地中間管理機構が仲介して貸借を行う場合は、法人個人の区別なく一律で解除条件の含まれた貸借契約が行われ、それを賃貸借、使用貸借と表記しております。ですので、この賃貸借についても実際には解除条件付き賃貸借である、とご理解ください。</p> <p>全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。なお、今回該当する町は、〇〇町、〇〇町の2町であります。</p> <p>また、あの時計で、14時55分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p>・・・ (休憩) ・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町よりお願いします。</p>
7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
7 番	<p>7番です。〇〇町は、1番の案件で新規でございませうけれども、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
2 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
2 番	<p>2番です。〇〇町は、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませうか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませうか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませうか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第39号雲南市農業委員会・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部を改正する指針について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書29ページ、議第39号雲南市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部を改正する指針について、説明いたします。</p> <p>この雲南市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、平成28年に農業委員会等に関する法律の一部改正が施行され、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられたところです。</p> <p>雲南市農業委員会では、本法律の改正を受け、平成29年10月19日開催の第6期雲南市農業委員会第4回総会において、本指針を制定いたしました。本年度は指針の制定から3年が経過し、農地利用の将来ビジョンを描くうえで、直近の数値に見直す必要があること。或いは10年後の目標数値などについて見直す必要が生じたこと。などにより、改正を行う必要が生じたところでございます。</p> <p>また、指針を変更する場合は、法律の規定により、推進委員の意見を聴かなければならないこととなっていることから、先般、各推進委員のご意見をお聴きしたところでございます。農業委員さんを含め若干委員の皆様から、ご指摘がございましたので、検討した結果、それを反映させた形に変更しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>よって、本年8月開催の第2回総会及び先月9月開催の第3回総会の際に説明しました基本的な考えは変わりませんが、説明した文言や数値が代わっている箇所がございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは説明をいたしますが、議案書に改正文を載せておりますが、新旧対照表の方がわかりやすいですので、33ページをお開きください。</p> <p>詳細については既に説明しておりますので、本日は要点を絞って説明をさせていただきます。今回の改正箇所につきましては、新旧対照表のとおり、下線を引いておりますので比較していただければと思います。</p> <p>初めに、第1基本的な考え方であります。</p> <p>下から、5行目から3行目については、ご覧のとおり、文言規定の整備をさせていただきました。</p> <p>次に、34ページ35ページをお開きください。34ページの4行目のなお以降は、この指針は国が定める、農林水産業地域の活力創造プラン。に基づき、指針で示す目標値については、当初は、平成35年度を目標としておりましたが、令和12年度を目標とすることに改め、農業委員、推進委員の改選期である3年ごとに見直すことにしています。従いまして、この指針で示す目標年度等につきましては、すべて令和13年3月としております。</p> <p>次に、第2具体的な目標と推進方法についてであります。今回は3年分の実績などを加える必要が生じたので、第2具体的な目標とその実績及び推進方法に改めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>次に、(1) 遊休農地の発生防止解消目標については、とその実績を加え、その下の表については、既に説明しましたとおりの考え方にて、改めたいと思いますが、数値については、ご指摘がありましたので、当初1.35%と予定しておりましたが、1.47%に改めこの数値に固定させていただきました。</p> <p>ただし、国の農林水産業地域の活力創造プラン。の運動目標では、平成35年度末までに遊休農地の面積はゼロとしていますが、現状においてゼロを目標数値にすることは、委員の皆様ご承知のとおり、現実的ではないと考えておりますので、1.47%という数値に固定し、最低でも現状維持を目指すということに落ち着かせていただければと思います。</p> <p>次に、36ページをお開きください。2. 担い手への農地利用の集積集約化についてであります。(1) 担い手への農地利用の集積目標についても同様に、とその実績を加え、その下の表の中の集積面積(B)については、既に説明しましたとおり、本年3月時点の実績現状は、平成29年3月当初に対し、約1.05倍の伸び率であったことを踏まえ、令和5年3月の3年後の目標も約1.05倍の伸びとし、564haとしました。令和13年3月の10年後の目標値は、これらの倍率を踏まえましてトータル約1.15倍としたところでございますが、管内の農地面積(A)については、修正箇所がございましたので、改めさせていただきました。</p> <p>次に、37ページの下から5行名以降につきましても、ご指摘がありましたので、現状に合わせた文言に代えさせていただきました。</p> <p>次に、38ページをお開きください。3. 新規参入の促進についてであります。(1) 新規参入の促進目標についても同様に、とその実績を加え、その下の表の考え方についても、既に説明しましたとおり、新規参入者数の個人については、実績現状が0人ということ踏まえ、今後1年で、1人及び1haずつの増を見込み、法人については、実績現状が4法人ということ踏まえ、今後1年で、1法人ずつの増を見込ませていただきました。</p> <p>これにつきましては、毎年度当初に、当該年度雲南市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画。においても目標設定しておりますとおり、引き続き農業委員会として新規参入を促し、集落組織での法人化の支援を行い、また支援室会議と連携し新規就農者に対する支援を行う。としておりますので、農政課或いはJAなどの関係機関等と引き続き連携を図りながら、目標達成に向け農業委員会としてもサポートしていきたいと考えているところでございます。</p> <p>なお、法人の取得面積は0haとしていますが、これは農事組合法人については、利用権設定による借り入れはあるものの農地を取得されることはない想定し、また農業に参入する企業の進出もないものと想定し、目標値を0haと設定しております。</p> <p>また、注意書きにつきましても、ご指摘がありましたので、ご覧のとおりカッコに年月を入れさせていただき分かりやすくさせていただきました。</p> <p>以上でございますが、本日、この改正指針を決定していただきましたら、法律の規定により、公表しなければならない。ということになっておりますので、ホームページにアップする予定であります。また、施行日は、本日付けを予定しておりますので、ご審議についてよろしく申し上げます。</p> <p>議長 ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第39号雲南市農業委員会・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部を改正する指針については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第39号雲南市農業委員会・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部を改正する指針については、提案のとおり制定することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(15:15終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____